

岐阜県信用保証協会の取組みにみる「短期継続保証」の特徴と効果

藤田一實 岐阜県信用保証協会相談役

信 用保証協会で、短期継続融資への保証制度の取扱いが広がっている。ここでは、その一つとして、税理士と連携した岐阜県信用保証協会の取組みを紹介していく。

金融円滑化法が施行されていた当時、資金繰りが悪化していた中小企業への支援策として返済条件の緩和が実施され、多くの中小企業が窮境を回避し事業を継続することができた。

その後、景気の緩やかな回復を受け、中小企業は業績が好転し資金繰りの良化が進んできたものの、手形貸付等の短期借入金について条件緩和された中小

企業が、正常に返済していくのは容易ではなかった。

償還財源を確保できない、あるいは償還後の資金繰りや資金調達に不安を抱えている——このような経営者が見受けられ、条件緩和から抜け出せない中小企業の支援策は今も大きな課題となっている。

また長期借入金を条件緩和せず正常な返済を続けている中小企業であっても、資金繰りに課題を抱えているケースは少なくない。

3者連携の制度を設計し資金繰り・経営を支援

中小企業の資金繰りで特に問

題になるのは、短期継続融資で手当てすべき経常運転資金である。そこで

岐阜県信用保証協会では、借入金の返済期間延伸等を支援するだけでなく、資金繰りを安定するために短期継続融資（短コ口融資）の有効性を見直すこととなった。

制度を検討していく過程で模索したのが、従来型の短コ口融資に対する保証制度ではなく、資金繰りと経営改善につながる仕組みの構築だ。岐阜県信用保証協会では、中小企業に向けて経営支援の取組みを行っている名古屋税理士会（岐阜県は名古屋税理士会の管轄区域）の協力

を得ることができ、2015年12月、同傘下の税理士との連携に基づく保証制度（税理士連携短期継続特別保証）の取扱いを開始した（図表1）。

本制度は、保証期間1年以内の手形貸付を最大4回まで借換えてできる短期継続融資をパッケージ化した保証制度である（図表2）。資金使途は運転資金、1企業当たり保証限度額は500万円までとした。

先行する他県の信用保証協会における同様の制度を参考にしつつ独自の要件を加え、中小企業保証協会が決算の情報を共有できる仕組みだ。

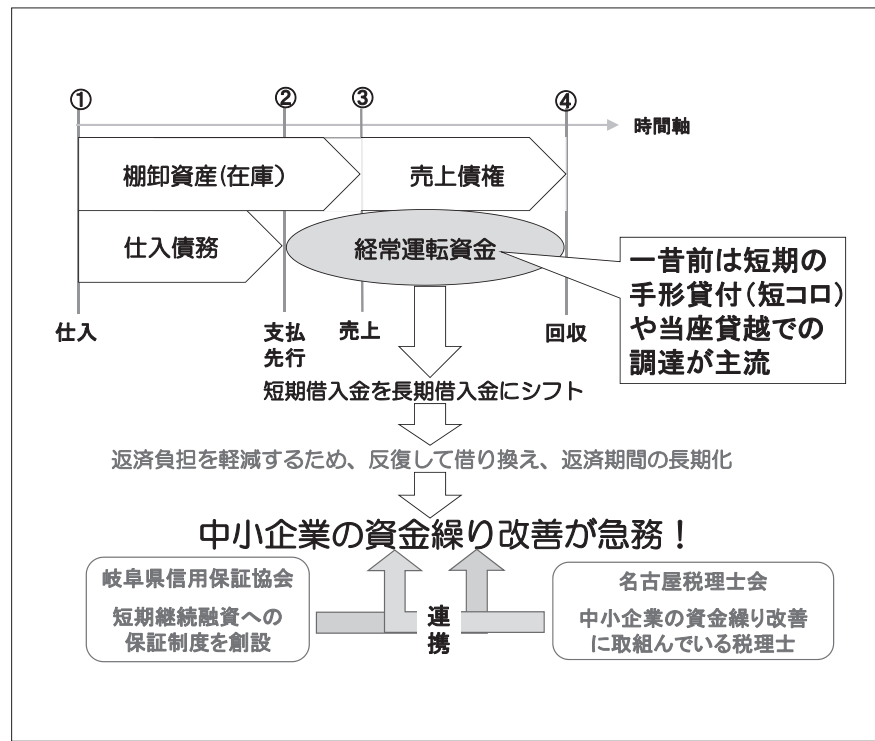
提出した企業が対象であり、月次監査や月次試算表を作成していること。さらに1年ごとの借換時に税理士のモニタリングを必須とした。その際に本制度所定の「決算概要報告書」の提供を受けることで、金融機関と信

用保証協会が決算の情報を共有できる仕組みだ。税理士・金融機関・信用保証協会の3者が連携することで、手形貸付を借り換えるのみならず、必要に応じて適切な経営支援を実施するスキームである。

実績が拡大しながら3年で代位弁済なし

制度要件のポイントは、まず税理士が本制度の「推薦書」を

図表1 税理士と連携して中小企業の資金繰り改善に取り組む



図表2 税理士連携短期継続特別保証の概要

制度名	税理士連携短期継続特別保証									
目的	中小企業の継続的な経営改善の取組みを支援する。									
対象者	1 税理士が月次管理する中小企業者 2 直近決算において次のいずれかに該当していること。 ア. 債務超過でないこと イ. 経常利益を計上していること 3 その他一定の要件を満たす中小企業者									
保証限度額	5,000万円									
資金使途	運転資金									
保証期間	1年以内 以後1年毎に4回の借換可(最大5年)				資格要件を満たす場合は改めて本制度を適用					
モニタリング	1 税理士による業況把握 2 必要に応じて、税理士と連携して経営支援に取り組む									
責任共有保証料率	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	料率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1	顧問税理士が認定支援機関の場合、または直近決算に税理士法第33条の2第1項に規定する書面の添付がある場合は、上記から0.1%の割引を適用します。								

本制度による効果については税理士にヒアリングしたところ、顧問先の中小企業が資金繰りを改善し、結果的に新規受注の確保につながったという声が挙がっている。金融機関との対話のツールとして本制度を活用しているというケースもあった。取扱実績は図表3に示しているとおり、年々

